

昭和二十八年三月十八日(水曜日)午後
二時六分開会

本日議長において本委員を左の通り指
名した。

- 石村 幸作君
- 上原 正吉君
- 草葉 隆圓君
- 古池 信三君
- 中川 幸平君
- 長谷山行毅君
- 宮本 邦彦君
- 安井 謙君
- 河井 彌八君
- 小林 政夫君
- 高橋 道男君
- 館 哲二君
- 溝口 三郎君
- 伊藤 修君
- 相馬 助治君
- 山田 節男君
- 小笠原二三男君
- 菊川 孝夫君
- 成瀬 幡治君
- 一松 定吉君
- 松浦 定義君
- 谷口弥三郎君
- 千田 正君
- 鈴木 清一君
- 須藤 五郎君

出席者は左の通り。

- 委員長 河井 彌八君
- 理事 古池 信三君
- 中川 幸平君

委員

- 小林 政夫君
- 山田 節男君
- 菊川 孝夫君
- 石村 幸作君
- 上原 正吉君
- 草葉 隆圓君
- 長谷山行毅君
- 宮本 邦彦君
- 高橋 道男君
- 館 哲二君
- 溝口 三郎君
- 伊藤 修君
- 小笠原二三男君
- 成瀬 幡治君
- 一松 定吉君
- 谷口弥三郎君
- 千田 正君
- 須藤 五郎君
- 政府委員
- 内閣官房副長官 江口見登留君
- 法制局長官 林 修三君
- 法制局第一部長 高辻 正己君

を開きますが、先ず委員長を選挙しなければなりません。規則第八十条の二項によりまして、委員中の最年長者である私が暫らくその責任を尽しまして、議事の進行を図ることにいたします。

そこで参議院規則第八十条の第一項によりまして、委員長を選挙しなければなりません。推薦の方法が、若しくは投票によるかお諮りいたします。

○長谷山行毅君 委員長の互選は投票によらないで、河井彌八君を推薦したいと思っております。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(河井彌八君) 只今の長谷山君の御動議に異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○仮委員長(一松定吉君) さように取計らいます。河井彌八君を委員長に推薦することにいたします。委員長と交代いたします。どうぞ。

〔仮委員長退席、委員長着席〕

○委員長(河井彌八君) 私甚だ不肖であります。〔ノー〕と呼ぶ者あり。只今の御推薦によりまして、委員長の席を汚します。どうぞよろしく願います。

早速であります。やはり委員会の構成をきめなければなりませんから、これより理事の互選を行いたいと思っております。そこで理事の数と、その選任方法を如何いたしますか、お伺いいたします。

○長谷山行毅君 理事の選任につきま

しては、議院運営委員会の申合せに従いまして、その数は五名とし、自由党二、それから緑風会、社会党第二控室、社会党第四控室のくく一とし、互選の方法は成規の手続を省略して、委員長にその指名を一任することの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 長谷山君の動議は理事の数を五名とし、その選任の方法は委員長に一任するというものであります。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさうに決めます。つきましては、委員長から理事を御指名申し上げます。古池信三君、中川幸平君、小林政夫君、山田節男君及び菊川孝夫君。この五名のお方を御指名申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 次に期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案を議題といたします。先ず以て御察察をいたしたいと思っております。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

それでは只今議題となつております法律案につきまして、政府から提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(江口見登留君) 只今議題となりました期限等の定のある法律に

つき当該期限等を変更するための法律案について提案理由を御説明申し上げます。

過日の衆議院解散に伴いまして、有期期限等の定のある法律中、次期特別国会の開会までの間に、その期限等の到来するものが生ずるのであります。が、これらにつきましては、諸般の状況から見て、この際暫らく現状を存続し、次の特別国会における審議を待つべきものと認められるものが少なくないのであります。本案は、右の趣旨に基づき、閣議定率法外十五の法律につきまして、その定める期限の延長等のため所要の改正措置を講ぜんとするものであります。以下その内容中主要なものについて御説明申し上げます。

先ず第一に、法律そのものが失効するものとしたしましては、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律及び恩給法の特例に関する件の三件があります。これらの失効によつていけば法の空白が生ずることになりますので、取りあえずその有効期限を二カ月延期することとしたしております。

次に租税関係につきましては、学校給食用乾燥脱脂ミルク、大豆その他の農産物、産業用の重要機械類等の輸入税の減免、並びに給与所得及び退職所得についての軽減措置が三月限り失効することとなりますので、これらの期限を二カ月延期することとし、なお地

方税につきましては、昭和二十八年分についても従来通り、附加価値税に代え事業税及び特別所得税を賦課徴収することとしようとするものであります。

次に、引揚援護庁は、三月限り外局から内局となることになつておるのでありますが、これも最近における引揚の再開に伴ひまして五月まで外局として存置することといたしておきます。

最後に、施行期日の延長に関するものとして、外国人登録法中の指紋押印に関する規定は、四月中に施行されることとなつておるのでありますが、これにつきましては、諸般の事情に鑑みて、先の諸件同様特別国会開会までの間、一応現状のままとすることが適当と認められますので、六月一日までの施行を延期しようとするものであります。

なお、以上のほか本案には、その他若干の改正措置も含まれておりますが、これらにつきましては、政府委員の細目説明に譲ることといたします。

以上が、この法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞよろしく御審議の上速かに可決せらるるようお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 諸君において御異議がございませんならば、引続きまして本案の逐条説明を政府委員から求めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。さうに決します。

○政府委員(林修三君) それでは私から只今提案になりましたこの法律案の逐条説明をいたさせて頂きますが、こ

の法律案の大体の内容につきましては、官房副長官から御説明がございまして、更に一々の内容について極く簡単に御説明申し上げます。

先ず最初に申し上げますが、今回のこの法律における措置は、衆議院の解散に伴ひます特別国会開会までの間の暫定的、臨時的のものであるということ念頭に置きまして、暫定予算の組み方などとも脱み合せまして、特別の理由のあるものを除きまして、原則として期限等の延長は二カ月ということといたしておるわけでございます。

次に、各条の内容について御説明申し上げます。その先ず第一であります「昭和二十八年三月三十一日」となつておりますのを「昭和二十八年五月三十一日」と二カ月間延ばすように改めようとするものでございます。ここに挙つております法律は全部で八件でございます。

先ず第一の関稅定率法附則第二項でございますが、これは小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食用乾燥脱脂ミルクの輸入税の免除期限が本年三月三十一日までとなつておりましたを、これをこの際二カ月延長いたしましたして五月三十一日までとしようとするものでございます。

それから第二の租稅特別措置法第二十六條第一項は、これは航空機の燃料用ガソリンの揮発油税は、現在昭和二十八年三月三十一日までに製造場又は保税地域から揮発油を引き取る場合に揮発油税を免除する、こういう規定でございますが、これをやはり二カ月延長いたしましたして、五月三十一日まで

に引き取るものにつきましてはやはり免除いたそう、こういうことでござい

第三は、少年院法の第二十一条であります。現行の少年院法の第二十一条第一項のほうでございますが、第一項に於ては、本年の三月三十一日までの間に限り、少年院又は拘留監獄の特別に区別した場所を少年鑑別所に充てる、いわゆる代用少年鑑別所の制度が認められておるわけでございます。又第二十一条の第二項に於ては、本年三月三十一日までの間に限り、少年刑務所の特別に区別した場所を特別少年院に充てる、いわゆる代用特別少年院の制度が認められておるわけでございますが、現在なお少年鑑別所及び特別少年院の施設は十分ございませんので、この特例措置を更にこの際二カ月間延長しようとするものであります。

第四は、関稅定率法の一部を改正する法律、昭和二十六年法律第百十号、この附則の第五項、第六項でございますが、その第五項のほうでございますが、これはこうりやん、とうもろこし、大豆、重油、航空機等の輸入税は、本年三月三十一日までの輸入につきましては全部免除いたす、かようになつております。又ガソリン、建築染料等につきましては軽減税率が適用されることに相成つておりますが、その免除又は軽減の期間をこれ又五月三十一日まで二カ月延長しようとするものであります。なお附則第六項のほうは産業用の機械類のうち、新式又は高性能で我が国では製作が困難であり、且つ経済の自立達成に資する産業用のもの輸入税は、これ又本年三月三十一日までの輸入については免除すること

になつておりますが、これを本年五月三十一日まで延長しようとするものでござい

第五は、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律第二条でございますが、この第二条と申しますのは、旧軍人軍属及びその遺族について恩給の停止を定めたいわゆるポツダム勅令であります。「恩給法の特例に関する件」といふものの法律としての効力が本年三月三十一日限りなくなる、こういうことを定めたものでござい

第六は、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律第二条でございますが、この第二条と申しますのは、旧軍人軍属及びその遺族について恩給の停止を定めたいわゆるポツダム勅令であります。「恩給法の特例に関する件」といふものの法律としての効力が本年三月三十一日限りなくなる、こういうことを定めたものでござい

第六の国家行政組織法の一部を改正する法律附則第三項と第七の行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第六項は、共に本条第二項の第二号に掲げられております厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正とも関連するものであります。引揚援護庁は、本年の三月三十一日までは厚生省の外局として置かれ、四月一日以降同省の内局たる引揚援護局となることとなつておるのであります。中共和共からの引揚をも考へて、これを更に二月間、即ち五月三十一日まで外局のまま存置しようとするに伴うものであります。

第八は、保安庁職員給与法第二十八條の改正であります。現行法によれば、昨年十月十五日から本年三月三十一日までには保安隊の二等保査として採用された者には、二年間勤務した後退職又は死亡したときは、これに俸給の百日分の退職手当を支給することになつており、又、これらの者及び昨年八月

月一日から本年三月三十一日までに警備隊の警査長以下の警備官として採用された者が、採用後二年内に公務上死亡し又は傷病疾病により退職した場合には、勤続期間一月につき四日の割合で計算した日数分の俸給額に相当する退職手当を支給することになつておりますが、保安庁の職員に関する退職手当の制度が別途制定されるまでの間の暫定措置として、この採用期間の終期をとりあへず五月三十一日まで二月間延長することとしようとするものであります。

第一條の第二項は、法律の規定中「昭和二十八年四月一日」となつておりますのを「昭和二十八年六月一日」とし、二月間延長しようとするものであります。この関係の法律は二件でありまして、

第一は、國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律附則第二項であります。この法律は、何らの立法措置をしないときは、本年四月一日に失効することとなつておりますので、本法の有効期間を取りあへずさらに二月間延長しようとするものであります。

第二は、厚生省設置法の一部を改正する法律附則第一項であります。これは、引揚援護庁を本年四月一日より内局の引揚援護局とするものであります。先ほど御説明申し上げました通り、取りあへずなお、二月間は現状のまま引揚援護庁として存置しようとするものであります。以上が法案の第一條関係でございます。

次に第二條について御説明申し上げます。本条は、昭和二十一年度一般会計最終処理の財源に充てるための借入金

月一日から本年三月三十一日までに警備隊の警査長以下の警備官として採用された者が、採用後二年内に公務上死亡し又は傷病疾病により退職した場合には、勤続期間一月につき四日の割合で計算した日数分の俸給額に相当する退職手当を支給することになつておりますが、保安庁の職員に関する退職手当の制度が別途制定されるまでの間の暫定措置として、この採用期間の終期をとりあへず五月三十一日まで二月間延長することとしようとするものであります。

第一條の第二項は、法律の規定中「昭和二十八年四月一日」となつておりますのを「昭和二十八年六月一日」とし、二月間延長しようとするものであります。この関係の法律は二件でありまして、

第一は、國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律附則第二項であります。この法律は、何らの立法措置をしないときは、本年四月一日に失効することとなつておりますので、本法の有効期間を取りあへずさらに二月間延長しようとするものであります。

第二は、厚生省設置法の一部を改正する法律附則第一項であります。これは、引揚援護庁を本年四月一日より内局の引揚援護局とするものであります。先ほど御説明申し上げました通り、取りあへずなお、二月間は現状のまま引揚援護庁として存置しようとするものであります。以上が法案の第一條関係でございます。

次に第二條について御説明申し上げます。本条は、昭和二十一年度一般会計最終処理の財源に充てるための借入金

月一日から本年三月三十一日までに警備隊の警査長以下の警備官として採用された者が、採用後二年内に公務上死亡し又は傷病疾病により退職した場合には、勤続期間一月につき四日の割合で計算した日数分の俸給額に相当する退職手当を支給することになつておりますが、保安庁の職員に関する退職手当の制度が別途制定されるまでの間の暫定措置として、この採用期間の終期をとりあへず五月三十一日まで二月間延長することとしようとするものであります。

に關する法律及び帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律に基き借り入れました借入金の償還期限は、昭和二十七年末となつていますが、この償還期限を六月一日まで延期する契約を結ぶことができるようにしようとするものであります。

第三条は、金管理法第二十條第一項に關するものであります。これは、金銀業者がその事業に必要なものであるとの証明を主務大臣から受けて輸入しました試錐機、ペイン油等につきましては、本年四月末までの間輸入税を免除することとなつていますが、この免除期間を五月末まで一月間延長しようとするものであります。

第四条は、國家公務員等に対する退職手当に關するものであります。現行法は本年三月三十一日限りその効力を失ふものとなつておりますが、これを差し当り五月三十一日まで二月間延長しようとするものであります。

第五条は、地方税法のうち、附加価値税並びに事業税及び特別所得税の制度に關するものであります。現行地方税につき何らの措置をいたしませんと、昭和二十八年年度から、これまで延期されておりました附加価値税の制度を實施しなければならぬことと相成るのであります。この際昭和二十八年年度につきましては、現在通り、附加価値税の實施に代えて、事業税及び特別所得税の制度を維持して行くことが必要であると考えますので、このために地方税法中所要の改正を加えようとするものであります。

第六条は、外國人登録法に關するものであります。同法によれば、指紋

押なつに關する規定は、同法の施行の日から一年以内で政令で定める日から施行されることとなつております。同法の施行されたのは、昨年の対日平和条約の発効の日でありましたから、この指紋押なつに關する規定は本年四月二十八日まで施行しなければならぬのでございまして、右施行期限を本年六月一日まで延長しようとするものであります。

最後に、第七條は、所得税の臨時特例の措置を延長しようとするものであります。即ち給与所得及び退職手当につきましては、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に關する法律によりまして、本年一月から三月までの支給分は、政府が昭和二十八年分所得税について予定して置いた減税措置を繰り込んで軽減したところに従つて源泉徴収してあるのであります。従つて次の特別国会で所得税に關する改正措置が行われるまで、この特例措置を更に二月間即ち四、五月分についても行うとするものであります。

最後に、附則の第一項はこの法律の施行期日及び地方税の改正規定の適用關係を定めたものであります。第二項は経過措置として必要な事項は政令で定めることを規定してあります。この経過措置は、只今のところ地方税法の改正について必要があるかと考えております。

以上でこの法案の逐条に互つての説明を終らせて頂きます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお語りいたします。只今提案の理由と、それから案の各条についての説明がありました。これから質疑応答に入るわけですが、直ちにそれに入つてよろ

しうございませうか、皆さん方の御意見を伺います。

○小笠原二三男君 私は直ちに質疑に入るためには官房長官その他主管大臣の出席を求めたいと思つて、そのうちそれは困難だと考えますが、少くともそういう内容の質疑でなくて、この法の体裁上から来る各種の疑義については法制局長官もおいでの上でよろから、皆さんに許して頂けるならば、前提となる点については質疑をして明らかにしておきたいと思つております。

○一松定吉君 小笠原君の説に私も賛成します。逐条審議のこととはそれは適当に……、大體の總論的の質問はこれ際計して頂いたほうが審議を促進する上に便宜だと思つて、總論的のこととは……。

○委員長(河井彌八君) 只今小笠原君の御発言がありました。その通り一松君の御賛成もありましたが、その通り取計らうて行きたいと思つて、御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさういいたします。

○小笠原二三男君 実はこの法案の体裁につきましては、先ほどの議院運営委員会においても政府側から所見を質したのでございまして、私の疑念をいたしました点は、各法律が幾多一本の法案として提案になつて来たものに對して、参議院が一部否決或いは修正等を行なつて衆議院に廻した場合、廻したというのでなくて、政府から同意を求められた場合、この法は五月に多分特別国会があつて同意を求められる予定でございまして、その段階においてはこの法律は公布せられ施行せ

られておるのでございませう。そこでさうしてそれについて同意、不同意の問題を衆議院が審議します場合に、一部の部分について不同意であるという状態が起る場合に、その不同意を成り立たせようとするならば、私の考えでは全体についてこの法一本で十五の法律について全部不同意であるという結果を生ずるような議決しかできないであらうと、こゝういふ点が私の疑念だつたので、さうならずと、衆議院の審議権を初めから法の提出の形式によつて拘束する疑いが起つて来るが、これは衆議院として可分のものとしてそれらの中に含まれる法律の日時等の変更を一部不同意、他は同意といふことがなし得られるかといふことを追及しましたところ、法制局長官においては各号それぞれ法律が違ふのであるから、可分のものとして一部不同意、他は同意といふ方法はとれ得られるものと考えらる。よつてこれで差支えないとお話だつたのであります。そこで私は一應議運の問題としてはこれを、その答弁について疑義はあるけれども留保したのであります。實際只今この法律が出たところで見ますと、第一条、第二条、第三条といふふうに一本の法の体制になつてこの形式が出て来ておるのでございませう。それで仮に第一条において例をとりますならば、第一条三の少年院法については衆議院は不同意だ、こゝうなつて、これは削除せられ、可分することゝできる、こゝういふことが仮にあり得たと考えまして、次に第二条になりまして、第二条のほうは今日たつた一つの法律が第二条の日時変更

に規定せられておる。従つてこの第二条の日時変更を不同意といふことにならうかと、第二条について不同意となつて、これが削除抹殺せらるる、その場合には、その後削除抹殺になつた場合において、この法はどういふふうな公布の形に手続が變つて行くのか、例えば三条、四条、五条といふものは逐次繰り上つて、二条、三条、四条といふふうになるとしますならば、それは修正議決を要することであつて、衆議院の修正はこの緊急集會で参議院のきめたことについては行い得ない。さういふ建前から言つて、私は法そのものの体裁がこゝにおかしいことにならうではないか、或いはこの修正をしないとなれば、二条のない法律といふことが改めて公布されるという形になるのではないかと、こゝういふ点に私は今でも疑義を持つておるのであります。いづゆる私の申上げます全般的な理由は、一々十五のこの法案が別建て一本に出て来れば、衆議院は同意、不同意を直ちに決し、意思を表明することもでき、一本の形に出て来たものの一部について同意、不同意といふことが確かに可分の問題として可能であるか、可分の問題として可能であるといふような場合、第二条のような場合は二条全部抹殺になるという結果になつてもよろしいのか、その場合には三条、四条は衆議院で議決することなしにでも政府は繰上げて条章を変更するやうなことが出来るか、欠条がこゝに出て来て、法が公布せられるといふことがあつていいのかどうか。

又最後に伺いたいことは、さういふ不同意といふことが一部行われた法案は、我々が同意することによつて四月一日からこれは効果を發する法律なん

です。緊急集會、それだけで効力を発する法律なんです。それが途中の五月においてこの一部効力が認められないというふうな状態になつた場合のこの公布の手続はどういうふうにするものか、あるのか、という点をお伺いしたい。

○政府委員(林修三君) この法律案が参議院におきまして御議決を願ひましたあと、次の特別国会におきまして衆議院の同意を求めました場合に、この議決……衆議院の同意をいたしますについて可分であるか、或いは不可分一体として議決、同意又は不同意をきめるべきであるかという点につきましては、この法律案の内容が十五の法律につきまして各改正措置をきめております関係上、おの／＼別個の内容を成しております、当然可分である。かような意味のことは、先ほど議院運営委員会でも私どもの法制局長官がお答えした通りであろうと存するわけでありまして、そこで然りとすれば、この法律が今度の、次期の特別国会におきまして、一部衆議院が不同意した場合どういふ形になるかという御質問ではないかとまあ思ふわけでございますが、この法律案はこの参議院の緊急集會におきまして御議決を願ひますれば、勿論その法律としての効力につきましては、次の衆議院における特別国会による同意という条件は勿論付いておりませうけれども、一応法律として成立するものとまあ考へまして、これは勿論官報に公布をいたさなければならぬと思ふのであります。そこで参議院のほうで御議決を願ひましたところ従つて官報に公布せられることにならうと思ふわけでありまして、そこで今度は衆議院で特別国会が開かれました際には、こ

の形で参議院で御議決を願ひまして、法律として公布せられております形のものをお参議院に提案をいたして同意を求めることになります。その場合に、内容が可分でありませうから、一条のうちの何号或いは二条については不同意であるというところ、こういうことも当然衆議院で議決ができるものと我々は考へております。その場合におきまして、結局その場合のこの条項が効力を……、不同意であるということが確定いたしますれば、そのときにおいて将来に向つてその法律は効力を失ふことになるものと我々は考へておるわけでございますが、その分につきましては、衆議院の同意が得られなかつたというところを何らかの形におきまして官報に公示して一般の国民に知らせる、こういう措置をとるべきものではなからうかと考へておる次第であります。従ひまして、そういうことがありますれば、この条文の中の或る条なり、或る項は効力のない規定になると、つまり失効する、そういうことにとどまるのではなからうか、先ほど仰せられましたような、号が繰上る、条が繰上るといふことにはならないのではないかと考へておるわけです。

も一つ、これは可分であるということの二つの問題をいたしまして、この法律はそれ／＼十六の法律につきまして一部改正の措置でございます。皆全部が一部改正でございます。一部改正につきましては、従来の日本の法律形式をいたしまして、一部改正法律は施行になりますれば、その改正部分が本来の法律の中にはまり込んで読まれる、つまりアメリカ流と違ひまして、この中の例えは少年院法の第二十一条

第一項及び第二項の中の二十八年三月三十一日というものが五月三十一日に改められ、少年院法自体の規定がそういうふうになる、こう考へておるわけでありませう。仮にその規定につきまして衆議院が不同意であるということになれば、それが元に戻る、こういうことで、必ずしもこの法律の体裁上支障はないのではないかと、かように考へておるわけでありませう。

それから一番初めに仰せられましたこの法案につきまして、参議院におきまして御修正がある、或いはそのほかの何らかの措置があるという場合におきましては、当然今度の緊急集會におきまして成立しました法律は、その御修正になりましたところのものと形におきまして勿論公布されるというわけでありませう。その御議決になつたものが又衆議院に出されるわけでありませう。ここで削られましたり、或いは修正されました点を又元に戻して衆議院の同意を求めるといふことはこれはあり得ないと思ひます。参議院の御議決を得ました通りのものが衆議院のほうに出て行くのであります。かように考へておるわけでございます。

○小笠原二三男君 具体的に第二条について伺いますが「本則中「昭和二十七年」を「昭和二十八年六月一日」に改める。」このことが参議院でこの場合成立いたしますと、この第二条にある本法そのものが改正公布せられる、こういうふうにご了解してよろしうございませうか。又これが五月二十五日の特別国会に同意を求めるとなれば、五月二十五日において又その本法のほうの日附が改正になつて公布せられる、こう

いう手続をお取りになるのでございませうか。その点が第一点。

それから仮に五月二十五日にそういう措置になつて、第二条がこの法によつていわゆる当該期限等を変更するための法律案そのものの中で不同意となつた場合には、これは削除されることになると思ひますが、削除された部分についての何と申しますか、効力を實際的にするたための公示なり、公布の方法の手続はどうなるのでございませうか。この点をお伺いしてございませう。

○政府委員(林修三君) 第一の点でございますが、この法律案が仮に第二条なら第二条が、この通りで参議院の緊急集會におきまして御議決があつたというところになりますれば、そういう形でおきましてこの法律がいわゆる法律の形で官報に公布せられます。併しその場合におきましてこの法律の効力自体は、これは御承知の通りに暫定的のものであり、条件付きのものでございませう。併しこの形のまま一応公布に相成るわけでありませう。そこでその場合の我々の法律の読み方といたしましては、一応第二条に引用してございませう。この法律の本則の内容が、条件付きに変わったものとして読んで行くわけでございます。それでそれが次の特別国会におきまして、この法律をこれは又やはり参議院で御議決を願ひました形で衆議院の同意を求めるとに相成らうと思ひます。その場合に衆議院が第二条なら第二条は削除と申しますか、不同意であるといふことを表明される場合であると思ひますが、その場合は、第二条の改正の効果が将来に向つて、これは私どもの考へをいたしまして、過去に

遡らず将来に向つて失効する。従ひましてこの規定の体裁としては、元のこの二条に引張つております法律の本則の内容が元の昭和二十七年と異なる形になる、これは必然的に変わるものと考へておるわけでございます。その場合に、衆議院のほうで不同意があつた場合のその公示方法は如何と申しますか、これは如何と申しますか、これは憲法にも、その他まだどういふ直接の公示方法をきめた規定はないわけでございますが、これはやはり官報に……、何らかの今後私どもも研究をいたしたいと思ひますが、何らかの方法を以てこの部分は不同意になり、従つて将来に向つて失効したものであると、これを宣言的のものであります。そういう公示をしなければならぬものと思へておるわけです。

○小笠原二三男君 そういふことを何らか私だん／＼聞いておりますと、午前中に法制局長官は例を挙げて質問した不正競争防止法案の一部改正に関する法律というように、内容も一本の法律の一部改正法律として出て来ておるものうち、参議院の緊急集會において仮に二つ修正をした。その修正したものを衆議院においては、一部の修正は同意、他の修正には不同意、そういうことをやり得るかどうかというお尋ねをいたしましたら、法制局長官は、そういう一本の法としてあるものについてはいり得ない。全体として同意不同意しかないのだ。これは法そのものの内容とするものが十五の法律を以て成り立つておるのだから、これをばら／＼にすることはできない。けれども、そういうふうなことはあり得ないと思ひますが、私は今の話をこう

聞いていますと、如何なる法律についても衆議院は修正できないけれども、同意、不同意は一部に対しても全体に對しても自由に与えることができるのではないかと。そういう気分がいたすのですが、如何でございますか。

○政府委員(林修三君) その点は先ほど例に引きました不正競争防止法なら防止法でございますが、これにつきましては、一応今議案が出ておるわけでございまして、これにつきましては参議院で仮に御修正になりましたら、これは参議院の緊急集會を求めました事項の範囲が範囲でないかということ、それはあると存じますが、そのものにつきましては御修正がありまして、御議決にならぬということに相成りますれば、その形で何らかの事項が附け加わりまして御議決になりました場合には、その御議決になりました形で衆議院の同意を求めるとに相成るかと思ひます。その場合におきまして、果して一つの法律の場合に、全部が全部同意か、一部同意ができるかどうかということ、それは、それにつきまして先ほど私どもは、その長官も、普通そういう場合には内容が一体をなしておると思ふから、一部同意はできないのであらう。こういうふうな申上げたのであらうと思ふのでありまして、全然内容が可分になりました場合には、やはりそこまですべて衆議院の議決権を拘束するものかどうかにかつては、やや疑問があるかと考へておきます。

○小笠原三三男君 そのやや疑問があるものでは、私どもも初めから聞いていますこと、あなたたちは専門家、法律

家なんですから、日本のこの法律の御意見番であるような形で判定は明らかにしてもらいたい。そうでないと、やはり我々としては衆議院の同意、不同意というものは何となく権利に属しますか、その権利を拘束するような形のもの参議院側だけの議決で法律にしてやつて、それで責任は免がれたというわけには行かぬのであつて、本院は本院で責任は取るが、衆議院は衆議院で自由な判断に基いて、審議が百パーセントなし得るような措置にだけはして、この法の成立を期待しなければならぬと私は考へておる。その点からお尋ねしては如何でございますか。

○政府委員(林修三君) 先ほど不正競争防止法を例にお挙げになりましたけれども、これは只今国会に御提案申上げておられますが、この不正競争防止法案の理由書を御覽になりましたら、その内容をいたしておるわけでございまして、仮に併しこの法律に限らず、ほかにもまだ国立学校設置法もございまして、或いは国会議員の選挙費の基準に關する法律案もございしますが、こういうものにつきましては、通常の場合でありますれば、これは普通の場合におきまして、こういう一個の法律につきましても、この改正は、大体今までは政府が提案いたしました場合に、議員のほうから御提案になります場合にも、大体の事項別に分けて御提案申上げるといふことは恐らく普通の場合にはないことと考へておられます。一つは法律の一部改正であれば、大体一つにまとめお出しするのが普通であらうと思ひます。大体併しそういう場合には一つの法案にまとめつて、一つの法案の改

正をいたします場合には、又大体においてその内容が相関連しておることがこれ又普通であらうと思ふのでございす。そういう意味におきましては、そういう法律が参議院で議決されましたら、衆議院の次の特別国会において同意を求め、こういう場合には、その内容が不可分である限りにおいては、少くとも相連して一つを認め一つを認めないということが非常におかしいという限りにおいては、これはやはり普通の法律の場合と、一個の法律でございまして、やはり全部についての同意か、或いは不同意であるということにならうと思ひますが、併し仮にそういう一個の法律でございまして、一個の法律と申しますのは、今回の今議題になつておる法律ではございせんが、本當に内容が一個の法律でありませぬ場合には、その内容が明らかに二つ或いは三つを規定してある、そういう場合には、これが内容的に明らかに分かであるという場合には、これはやはり衆議院の議決権はそこまですべて拘束できないのじやなからうか、かやうに考へておられます。

○小笠原三三男君 私は政府が飽くまでも政策的な意図を持たない、いわゆる緊急集會の名にふさわしい内容を盛り込んだ法改正を参議院に求めて来る場合は疑義がないと思ふのです。併し今回出ておられます法案を見ましても、租税特別措置法であれ、或いは今は株殺せられましたが、義務教育費国庫負担法の問題であれ、国が憲法上……、憲法に行政が違反するとか、或いはこの法が止まるとか、実施されるとかいうことによつて、行政が事務の執行が不可能になる、そういうふうな国の行

政の執行に緊急な、法律違反になるような事態が起るといふふうに、極めて狭い範囲における客観的な緊急性というものの基準に照らして法案が出て来る場合は大して私は問題は起らぬと思ひますが、これを延そうとも延すまいとも、法の執行そのものには何ら差障りはない。ただ併しなから、この法を通すことが、この法を止めることが、国民なり業界の一部に不利益を与えるとか何と申す、そのときの内閣の判断によつて緊急集會にこの法が出るのが望ましいといふふうな一つの判断を加えて提案して来た法案である限りは、これは参議院としても、一個の修正だけで政府が出て来たものを、もう一個加えて二つの修正を参議院としてしなければはなはだ都合が悪いと思ひます。例へば、今はこの法は出て来ませぬけれども、義務教育費半額国庫負担法で言へば、六月一日から施行するつもりで現行法に参議院が戻す、差戻すという一つの修正をしたとしますと、大阪とか東京の富裕県に對して、国と地方を通ずる財政計画に對して、ばロス部分になる金がむづくと要つてしまふ。それは全体の財政計画上不適当であるから、その部分は二か月間だけは交付しないという特別な措置をとることができると、もう一か条政府から出て来ない法の修正を、これは参議院の判断において、こういうことになると二つの修正が出て来るわけだ。そういうふうな事態は確かに起つて来ると思ふのです。將來の法案において……その場合に、それが衆議院側のほうに行つて、一部不同意、一部同意という形になつて、衆

議院側が衆議院側として独自の判断を下す場合も、これは可能性としてはあり得るわけなんです。又そのほうが、或いはそのときの情勢からいつていかも知れない、こういう場合が起るかも知れないのです。それでもなお且つ一個の法である限りは、これは全体として同意、不同意ということしかできないとはつきりここで分けるのか、法案そのものによるのだということ、今あなたが言つたように、私逃げるという言葉を使つたら林さんには大変失礼かも知れないけれども、あまいにせられておるのか、この点どうも不可解である。もうこの本委員会に提案になつておるような幾多の法律案を含むのは可分できるのだ、他のものは不可分なものであるといふなら、その通りに解釈を統一してもらいたい、いや、そうではなくて、一本の法の中でも事情によつては一部不同意は同意という方法があり得るのだと、こういうことであるならばあるでよろしいし、御答弁を願つておきたい。

○政府委員(林修三君) 最初にお話ございました参議院におきます修正のごとでございしますが、これは勿論この緊急集會を求められた目的の範囲内において、法律案について御修正その他が行われますことは、これは参議院の御権限の範囲内であることであると思ひます。その結果この条文について、この法に限らずほかの法案についても附加えられるものがあり、削除せられるものがあるといふことは当然であると思ひます。その結果それが衆議院に廻りました場合に、衆議院におきまして、その同意が全部同意か一部同意ができるかどうかということにつき

緊急性集會期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案特別委員会組織第一号 昭和二十八年三月十八日 【参議院】

五

ましては、これは先ほどから申し上げました通りに、只今問題になつております法律案は、これは内容が御承知のように十六の法律でございまして、明らかに可分のものでございまして、明らかに可分のものでございまして、そのおの／＼につきまして、一部同意は勿論できるということ、或いは一部不同意もできるということ、先ほど来申し上げたわけでございます。但しそうでなくて、一個の法律で内容が不可分のもの、そういうものについて、例えばここで例を申しますと、恐縮でございますが、第五条に地方税法の一部改正をやつておりますが、この地方税法の一部改正は非常に長い条文ですが、全部これは附加価値税と事業税、特別所得税の関連部分でございます。このうち或る部分をお削りになり、衆議院におきまして或る部分が不同意であるということ、事務の性質上成り立ち得ないものであると思つて、併し仮に一個の法律の中でも全然別のもが入つてゐる場合においては、これは内容の可分不可分によつて判断すべきである。必ずしも法律が一個或いは二個であるというものがかりではないかと、かように考へております。

○小笠原二三男君 ども私は頭が悪いもので、はつきりわからんですが、あなた今地方税の話をしましたが、私は内容としてはそれは問題になる点はあると思つて、事業税そのものをとることを二月延ばしたということになりますと、附加価値税を実施する場合は四月から納付するといふ場合は歳入となるこの財源に欠陥を生ずる点が起つて来るのです。二カ月分の

歳入減になる部分は将来これ／＼の措置を以てですね、補填せられて、二十八年度当初計画のごとくでなければならぬという議論はさまざまの問題から起つて来ると思つて、そういう場合に仮に私は六月以降の税制改革においてはこれ／＼だけの財源は得られない、だからそのことについて法律の中で一本纏つて、そして地方公共団体に何らの不安を与えないような法の修正をしなければならぬ、こういうようなことになつて、この法律の修正があれば、それは事業税を二カ月延期するということに關連しただけの政府提案の修正でなくて、独立した根拠に基いて修正が参議院でも行われる、密接な關連において、その場合に衆議院のほうに行つてですね、政府から出て来た部分の關連した部分については同意、参議院がそういう附帯的な事項をつけたことについては不同意、こういうようなこともなし得られるのかどうか、こういう点になつて来るわけでありませぬ。

○政府委員(林修三君) これは結局先ほどからもお話がございました通り、内容が可分であるか、不可分であるかと存じます。可分であるか、不可分であるか、そういう場合に、今仮に参議院でお附加加えになりました修正も一緒に込めなければ全体として意味がない。或いはそれを切離しても意味があるかどうか、こういうことによつての判断で衆議院が判断されて然るべきものであろうか、かように考へるわけでありませぬ。

○小笠原二三男君 そうすれば、今まで明らかになつたことは、一本の性格を持つ法であつても、法の内容上幾多の条項になつてゐるもので、要素がどつちかと言へばばら／＼になつてゐる部分のものについては一部不同意といふことはできる。關連してゐる全体については、その關連してゐるもの全体について、その同意、不同意がなされる、こういうふうには私は聞き取つたように思ふのですが、それならばそういうことは、例えば、委員長のほうに委員会において委員長はどうか、皆さう一部不同意のお方がありましたならば御発表願ひたい。そしてみんなそれで賛成の諸君の御起立を願ひます、何願ひますと、ずつとやつて、そしてあとは全体について、この承認について御賛成の方は起立を願ひます。こういうふうにはばら／＼に離して議事を扱われるような議事通則なり、何なりがどこにあるのか。少くとも本院に出ておられますような形式は一本になつてゐる法案についてですね、第一条第一号、第二号御異議ございませぬか、第三号御異議ございませぬか、一々こういうことをぶつてやる議事通則がどこにあるか。私はその扱ひがさつぱりわからんのだ。それをですね、やつぱりこれはずつとばら／＼にどこかの委員がですね、不同意、同意といふものを出してですね、修正案を出すのごとく、一括してそれを出して採決をとるといふようなそういう手続方法があるのですか。私にはさつぱりその点はわからなぬ。

○政府委員(林修三君) これは今お話をいたしました通りに、恐らくこれと並行いたしました、五月三十一日或いは六月一日以後の恒久的な、或いは臨時的な場合もありましようが、そのときの国家の情勢によりましては臨時的な措置が、更に一月なり、二月たり延びる臨時措置が附加することもありましようし、或いはそのときの情勢によりましては、恒久的な措置が講じ得るような情勢もある場合もございませぬ、これだけでは大体において足りませぬで、これの後始末の法律が当然出て来ると思ひます。

○小笠原二三男君 それで問題が別になりましたが、私關連して伺ひます。私はこの法はですね、もう一度五月になれば、又何カ月が延期の法案になつて出て来ることは必然だから問題にしておる。これはなぜならばですね、これは二十八年度本予算を組むに當つて、直接その財源を求めるといふような点についてですね、もう直接必要な法案が入つてゐるのです。ところがこの本予算は五月中にはこれはできるものじやない。恐らく八月も越えて九月の上旬まで行くんじゃないかと我々には考へられる。そうしますと、地方税を事業税として五月三十一日まで延ばすといふことは、又ですね、延ばすといふほうが事務的に自動的に必然のものとして出て来るのです。そういう問題が幾多のことの中に内在して、それからですね、私はいろいろ問題にしてこの点を追及してゐるのです。官房副長官は、これはあなた純粋な官吏として、それからお尋ねするのは無理だらうと思ふのですけれども、五月の下旬に特別国会が仮に開かれて、組閣等の問題が

起つて、自然休会なり何なり一カ月も置いて本予算を組まなければならん、政策も何もきまらん、六月の中旬過ぎるのですよ。又すぐですね、組閣したこの内閣は何にもわからず、前の内閣のそれを踏襲して事務的な方法をもつとこれ以上に或いは続々出して来てですね、やる場合が起つて来るだろうと思ふ。而も将来衆議院の与野党の勢力というものが、或いはそれ／＼の連合勢力というものがですね、どうなるかとんと見通しもつかない今日のような段階にですね、政府側の今の解釈では可分でやれるのだといつても、そのときの勢力によつては可分にするとはできない、こういう衆議院の解釈で押えつけてそして内閣をいじめるなり、何なりするといふ方法も起つて来る。政略にこういうものが使われる可能性というものが客観的にはあるのですよ、一本の形態でこの法が出て来ておる限りは、そういうような点を考慮するならば、私は客観的にはこういう選挙管理する暫定内閣としては、それは如何に複雑多岐に互るものであつても、法そのものはば／＼にして、何ら疑義を残さないように提案してもらつて、ところが参議院として責任がとりやすい問題になるといふに私は考えてお伺いしているわけなので、今中川さんがおつしやつたように、五月に並行して法案が出て来たからと言つたつて、五月中にそういう重要な憲法大法案が通るものじゃないし、予算が通らない以上は法案が出せないという形で出て来るものもあるのですからね。だから私は一概に中川君の言うようなことにはならんと思ふ。その点で私は重要と思ふのですが、見直しはどうですか。

○政府委員(江口見登留君) これは主として予算の暫定措置をとるに当りまして考慮されたことでありまして、先ず二カ月分を計上いたしまするか、或いは三カ月分計上いたしまするか、従つて、それらと合せて、法律に計上して、三カ月に延ばすかといふ点については十分に研究されたのでございまして、併しながら純事務的に考えてみますと、理論的には五月の中旬前には、特別国会が開催できるであろう、それから首班の指名などの手続を終えて、まあ十五日か二十日ぐらゐの日にちは五月中にあります。従つて、純粋の事務的な必要最小限度の予算と、この法案の後始末の法律案の議決はお願いできるかも知れません。それまでに我々は大体政治的にいろいろ考へて、首班指名に何日かかるだろうとか、或いは予算の審議には半月、もつとかかるだろう、政治的な考慮を半月なり一月考へて、これを三月に出すか、三月半に出すかといふことは、現在では考へ過ぎじゃないか。できるだけそれを事務的に考へて、出し得るといふ最小限度の日を見るのがこの際至当ではないか。従つて、今小笠原さんのお話にございまして、五月の末日まで延ばしましたけれども、五月の特別国会が開かれて、もう一月だけ延ばそうというような措置を取りあえずとつて、本格的な法律なり予算案なりを御審議願うということになるかも知れませんが、純粋に考へまして、理論的には五月一ぱいまで延ばしておけばやれないはずがないじゃないか。或いはやれないという見通しがどこにあるか、こういうふう

りになりますと、非常に御答弁にも困るわけですが、そういう純粋的な意味から、取りあえず二カ月でよろう、こういたしたわけにございませう。

○小笠原二三男君 私はその言葉を聞くと重大だと思ふ。五月中旬頃は何とかなつて、半月ぐらゐの審議期間を以て本予算が成立するといふことを期待される部分もあるもので、それで暫定予算は二カ月でよろしい、こういう形で組んだことならば、これは徒らに立法院の審議の何と申しますか、審議権というふうなものを政府のほうが一方的に解釈して、縮めてやつてもらいたいといふことに期待して、いろいろの例から見て、衆議院一カ月、参議院一カ月、二カ月は本予算において実際にかかつておる。而も暫定予算といふものは四月、五月であつても、八月までの予算であつても、六月から仮に本予算となつて、その場合において、政策的なものがあるに加わつて行く部分が二カ月分あればいいわけであつて、何もその暫定予算が繰返しの繰返しの初めから出て来るような結果にならないような暫定予算の提出の仕方をして、なるべくいいのじゃないか。もつと慎重に扱つて、実際上できないものならばできないまでのところを、事情を見計らつて出したらいいのではないかと、いろいろ疑点がある。又、あなたがおつしやるならば、その暫定予算をお考へになるならば、この緊急集会における暫定予算といふものは非常に重要なものであつて、慎重審議しなければなりません。少くとも二カ月分の暫定予算はこれではよろしいと参議院が同意を乞ふたといふことは、六月以降出て来る暫

定予算も同じ形式と内容を持つて二カ月分出て来るものであらうといふことが推定せられる。そうすると、その間長い間の暫定予算になるであらう可能性のある今出て来ておる基本的な暫定予算については、これは慎重に参議院としては配慮して審議しなければならぬ。ただ鶴呑みにはできないという状態がここに起つて来るわけなんです。そういう点から考へると、今副長官がおつしやつたように六月一日から本予算が施行せられることを期待して、二カ月の予算でよろしいとしたら、二カ月については、我々は非常に重大だと考へております。もう一度、これは話の聞き違ひが私はあるかと思ふので、御説明願つておきたい。

○政府委員(江口見登留君) 私が申し上げましたのは、六月始めからは本予算で組めるだろうといふ期待を持つて、五月末日までの暫定予算を組んだといふふうに申し上げたわけはございませう。五月の半ば過ぎ、或いは下旬には新しい内閣もできるであらう、従つてその内閣が、例えばこの六月の初めからの予算を暫定予算にするか、本予算にするかという判断も新しい内閣が判断して、暫定予算であらうと、新しい内閣の手で暫定予算を組まれることにすることが今の政府の義務ではないだらうか、こういうふうに考へたわけにございませう。その間の期間はできるだけ最小限度をとつて、あとの部分は新しい内閣に特別国会にお願ひする。これが正しい措置ではないかと、こゝろ考へたわけにございませう。

○小笠原二三男君 そうしますと、六月以降も暫定予算にならざるを得ないといふことは本内閣も認めておること

であると思つていいと思つて、如何ですか。そうしますと、法律はもう又自動的な措置である暫定案が五月に出て来るのだ、こういうふうな類推せられるわけですが、それでよろしいと思つておられますか。

○政府委員(江口見登留君) その五月の半ば以後のいろいろの政治情勢の見通しによりまして、六月から本予算が成立することを希望するとも、或いは六月、七月ぐらゐは暫定予算であるほうがいいといふことを希望すること、どちらに申上げてもいいので、差障りがあるだらうと思つたので、その辺の御答弁は的確には申上げかねると思つておられます。

る事業の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十八年年度にあつては昭和二十七年中における事業の所得」に改め、同条第四項中「又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日まで」を「昭和二十七年一月一日から十二月三十一日まで」に改め、同条第九項中「昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」の下に、「昭和二十八年年度にあつては昭和二十七年中又は昭和二十八年一月一日から事業廃止の日まで」を加える。

第七百四十九条第一項中「昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」の下に、「昭和二十八年年度については昭和二十七年中又は昭和二十八年一月一日から事業廃止の日まで」を加える。

第七百五十条中「及び昭和二十七年年度分」を「昭和二十七年年度分及び昭和二十八年年度分」に改める。

第七百七十七条第一項中「昭和二十六年中における業務の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十八年年度にあつては昭和二十七年中における業務の所得」に改め、同条第二項中「又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日まで」を「昭和二十七年一月一日から十二月三十一日まで」に改め、同条第三項中「昭和二十七年一月一日から業務廃止の日まで」の下に、「昭和二十八年年度にあつては昭和二十七年

中又は昭和二十八年一月一日から業務廃止の日まで」を加える。

第七百八十一条中「及び昭和二十七年年度分」を「昭和二十七年年度分及び昭和二十八年年度分」に改める。

第六条 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項但書中「一年以内」を「昭和二十八年六月一日までの間」に改める。

第七条 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条から第九条まで中「同年三月三十一日」を「同年五月三十一日」に改める。

別表第二及び別表第三中「3円」を「5円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第五条の規定は、昭和二十八年年度分の地方税から適用する。

2 この法律の施行に関し必要な経過的措施は、政令で定める。

昭和二十八年四月一日印刷

昭和二十八年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局